

日本自殺総合対策学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本自殺総合対策学会 (Japanese Society of Comprehensive Suicide Countermeasures) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(支部等)

- 第3条 本会は、会員総会の決議によって、必要な地に支部を置くことができる。
- 2 本会は、会員総会の決議によって、職能別の部会を置くことができる。
 - 3 本会は、事業の一部の企画、実施等を担当する委員会を置くことができる。
 - 4 支部、部会及び委員会の組織及び運営に関する必要な事項は別に理事会が定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、自殺対策の「実践の現場」、「研究」及び「政策」の連動性を高め、新たな自殺対策の政策形成に資する学術的基盤を会員相互で共有し、その成果が自殺対策の推進に資するよう、社会に還元することを目的とする。

(事業)

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため国内外において次の事業を行う。
- (1) 自殺対策に関する大会の年1回の開催及び講演会・研修会等の随時開催
 - (2) 有効な自殺対策並びに自殺対策に資する研究及び調査の奨励
 - (3) 自殺対策に関連する機関との実務活動や研究活動における連携・協力
 - (4) 本会の活動に関する情報の定期的発信と資料の刊行
 - (5) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業を行うために必要な事項は、別に理事会で定める。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第7条 本会に次の会員を置く。

- (1) 普通会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める個人。
- (2) 法人会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める法人及び団体。
- (3) 学生会員 大学及びこれらに準ずる学校に在籍し、自殺対策に関心のある大学院生・学部学生であって、本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者。

(会員の入会及び会費)

第8条 会員になろうとする者は、別に定める手続きに従って入会を申し込まなければならない。

- 2 入会の承認は、理事会が行うものとする。
- 3 本会に普通会員または法人会員として入会しようとする者は、会員が主たる活動を行う地域（北海道・東北、関東・甲信越、中部・東海、関西・中国、四国・九州、及び全国）、職能（地域連携・自殺政策、民間活動及び学術活動）を明らかにした上で、別途定める入会金を納めなければならない。
- 4 会員は、本会の事業活動に生じる費用に充てるため、別に定める会費を所定の期日までに納めなければならない。
- 5 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の権利)

第9条 普通会員及び法人会員は、大会に参加し、大会で研究を発表・討論し、本会の発行する情報・資料の配布を受けることができる。

- 2 学生会員は、大会に参加し、大会で研究を発表することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員の資格を失う。

- (1) 本人より退会の申出があったとき
- (2) 死亡並びに法人会員である団体が解散したとき
- (3) 第11条の規定により除名されたとき
- (4) 会費の未納が3年分に達し、その間次条の規定による除名がなされなかったとき。この場合、会員資格の喪失日は、未納を開始した年度の最終日とする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反し、違反の程度が重大なとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費を1年以上未納したとき

第4章 総会

(総会)

第12条 本会の総会は、普通会员と法人会員をもって構成する。

- 2 学生会員は、総会に出席し、議長の許可を得て意見を述べることはできるが、議決権は行使できない。

(定時総会と臨時総会)

第13条 総会は毎事業年度に1回開催する定時総会と理事会の決議又は会員の請求で開催される臨時総会とする。

- 2 総会は、理事長が招集する。
- 3 普通会员と法人会員の合計の5分の1以上の者は、連名で理事長に対し、総会の目的である事項を示して、総会の招集を請求することができ、請求がなされた場合、理事長は原則として請求日から1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の決議事項)

第14条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 役員を選任、解任又は任期の短縮
 - (2) 定款の変更
 - (3) 重大な規定類の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 本会の解散、事業の全部又は一部の譲渡及び残余財産の処分
 - (5) 会員の除名
 - (6) その他、理事会が必要と認めて付議した事項
- 2 総会は、以下の事項について報告を受ける。
- (1) 理事会及び理事の業務執行の状況
 - (2) 理事会においてなされた規定類（重大なものを除く）の制定改廃に関する事項
 - (3) 前年度事業報告および収支決算の承認
 - (4) 事業計画書及び収支予算書の内容
 - (5) 会員の入退会について

(招集通知)

第15条 理事長は、総会を招集するときは、少なくとも総会の14日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は理事長が行い、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた他の理事が代わりに議長を務める。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会において、会員又は役員の中から議長を選出することを妨げない。

(定足数)

第17条 総会は、普通会員・法人会員の4分の1以上の出席（対面またはオンライン）がなければ開催することはできない。

- 2 委任状（書面または電子メール等の電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）によるもの）により、議決権を、総会議長又は他の普通会員若しくは法人会員に委任した者は前項の出席者とみなす。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権を行使できる会員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 役員解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 本会の解散
 - (4) 会員の除名

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成し、総会に出席した理事長及び2名以上の理事が議事録を確認のうえ署名する。

第5章 役員

(役員設置)

第20条 本会に、次の役員を置く

- (1) 理事 6名以上12名以下
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、本会の代表理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって選出する。
- 3 総会においては、次の点に留意して理事を選任することとする。
 - (1) 自殺対策に関する学術的な研究、政策の立案と実施、地域社会における実践的活動の全ての領域にわたる人材の確保
 - (2) 年齢、性別、経歴、所属機関、活動地域等の観点からの多様性への配慮
- 4 前項各号の基準を満たす理事を選任するため、前年度の理事会は理事長及び役員若干名で組織する役員候補者選考委員会を設けてあらかじめ総会に提示する役員候補者を選考することができる。
- 5 理事長は、第3項各号の基準を満たすため必要があれば、総会の決議を経ること

なく、4名以内の理事を指名することができる。ただし、第20条1項1号で定めた理事の総数を上回る指名はできない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は本会を代表し、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の案の作成
- (2) 理事会から委任された事項の処理
- (3) 理事会の承認が必要な規定類の原案の作成
- (4) 細則の制定及び改廃

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、監事自身が直接理事会を招集すること
- (6) 理事が理事会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた権限を行使すること

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任された通常総会から、その3年後の通常総会までとし、再任を妨げない。

2 補欠として又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は既に選任済みの他の理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

(役員解任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、議決権を行使できる会員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- 2 理事及び監事が、会員資格を喪失した場合、会員資格の喪失日に役員も退任したものとみなす。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 規定類（重大なものを除く）の制定及び改廃に関する事項
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長の選任及び解任
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (7) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (8) 会員の入会の承認

(開催)

第 29 条 定例理事会は、毎事業年度概ね 2 回以上開催するものとする。

- 2 次のいずれかに該当する場合臨時理事会を開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の 2 名以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。この場合理事長は、請求があった日から 5 日以内に請求日から 3 週間以内の理事会を招集しなければならないが、理事長が招集しない場合は、請求した理事が直接理事会を招集することができる。
 - (3) 第 23 第 5 項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第 30 条 理事会は、前条 2 項第 2 号及び第 3 号により理事ないし監事が招集する場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会を招集するときは、少なくとも理事会の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、各理事に

通知しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた他の理事が代わりに議長を務める。

(定足数及び議決)

第 32 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

- 2 理事会の議決は、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、議事録を作成し、理事会に出席した理事長及び監事は議事録を確認のうえ署名する。

第 7 章 大会

(大会)

第 34 条 本会は、自殺対策に関する大会を年 1 回開催する。

- 2 大会の組織及び運営等については、別に理事会が定める。

第 8 章 財産及び会計

(事業計画及び予算)

第 35 条 本会の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みに関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を経て、会員に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に次の書類を理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、会員に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録

(剰余金)

第 37 条 本会の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 本会の定款を変更するときは、総会の決議を経なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第 39 条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 総会による解散の決議があったとき
- (2) 合併（当該合併により本会が消滅する場合に限る。）
- (3) 破産手続開始の決定

第 10 章 情報公開及び個人情報等の保護等

(情報公開)

第 40 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報等の保護)

第 41 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護及び知的財産権の保全をはじめとする会員の正当な利益の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報等の保護に関する必要な事項は、別に理事会が定める。

(会員に対する情報伝達)

第 42 条 本会が、会員に連絡をする必要がある場合、個別の郵便あるいは電磁的記録等による通知だけでなく、本会のウェブサイト上に会員向けの記載がなされた場合、個々の会員に対する通知がなされたものとみなす。

第 11 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 43 条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 事務局職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局職員の勤務条件及び給与等は理事長が決定する。

第12章 オンライン審議および電子メール審議

(オンライン審議の実施)

- 第44条 本会の総会及び理事会における審議は、必要に応じてオンラインで実施し、あるいは対面による審議とオンラインでの審議を併用することができるものとする。
- 2 オンライン審議で取り扱いができる議題は、対面審議に準ずるものとする。

(電子メール審議の実施)

- 第45条 本会の理事会において迅速な審議を行うため、電子メールによる審議を実施することができる。
- 2 電子メール審議については別に規程を定める。

付則

この定款は、令和2年12月16日から施行する。

付則

この定款は、令和3年3月2日から施行する。

付則

この定款は、令和5年10月4日から施行する。